

令和 6 年 6 月

## 令和 5 年度観光バスの路上滞留に係る取組概要について

### 1 巡回調査

現地啓発を実施する箇所の選定を目的に、市内における観光バス路上滞留発生箇所の情報収集を実施

#### (1) 実施エリア

烏丸通、五条通、御池通、堀川通、塩小路通、東本願寺周辺、豊国神社周辺

#### (2) 実施時期

令和 5 年 5 月～11 月、令和 6 年 2 月（計 24 日間）

### 2 現地啓発活動

上記 1 の巡回調査の結果を踏まえ、適切に啓発ポイントを選定のうえ、観光シーズンにおいて、路上滞留している観光バスに対して駐車場への誘導や、観光マナー啓発文を配布するとともに、滞留している時間帯や場所等の実態把握を実施

#### (1) 実施エリア

御池通、五条通及び烏丸通

#### (2) 実施時期及び啓発件数

| 時 期      | 時期及び日数    | 啓発件数  |
|----------|-----------|-------|
| 秋の観光シーズン | 11 月・9 日間 | 794 台 |
| 春 節      | 2 月・6 日間  | 189 台 |
| 春の観光シーズン | 3 月・7 日間  | 357 台 |

### 3 悪質な事業者に対する警告文の発出

上記 2 の現地啓発によって、長時間の路上滞留が複数回確認された悪質な観光バス事業者に対して、記録内容の通達及び路上滞留を絶対に行わないよう警告文を発出

#### **4 啓発看板の設置**

観光バスの路上滞留が多いエリアを中心に、市内計 32 箇所（東山五条・木屋町御池等）に、観光バスの啓発看板を設置

#### **5 観光バス路上混雑対策ネットワーク会議の開催**

観光バスの路上滞留に係る実態を共有するとともに、関係事業者が連携して、混雑解消に向けた取組を進めていくため、観光関連事業者や関係行政機関に参画していただき、当該会議を実施（令和 5 年度は計 3 回実施）